

改葬序説 ―文献史料を通して見た奈良・平安時代葬法の一斑―

笠井 純一

はじめに

古代日本における「改葬」を正面から扱った論考は、管見の限りでは決して多くはない。まず文献史学の立場からは、和田萃氏が『仮寧令』にみえる改葬に論及され、これを「モガリの遺制」であると指摘された(1)。しかし改葬は、奈良・平安時代を通じて脈々と続けられているが、これについての言及は特になされていない。また瀧谷寿氏は、平安中期の一改葬を珍しい例として紹介しておられる(2)。

一方、田中久夫氏は民俗学の立場から、平安中期の改葬についていくつかの事例を取り上げ、特に『権記』の記事(寛弘8年7月条)などから、注目すべき論点を析出された。すなわち改葬とは、「玉殿等に安置されていた御棺を火葬にふし、その火葬骨をなんらかの処理すること」であり、それは遺骨を得る手段ではなく、遺骨投棄に直結する行為である、とされるのである(3)。しかし平安中期の改葬は、かならずしも遺骨の投棄には結びつかないようであるし、なによりも奈良時代以前からの長い改葬の歴史を、このような事例をもって説明することが適切であるかについては、いささかの疑問を禁じえない。

筆者は、9～10世紀の墓と推定される角間遺跡の発掘調査を見聞させていただき、当該期の葬制に関する文献史料を翻読するうち、上記のような課題に遭遇することとなった。もとより葬制の問題は、筆者などのよく論じ得るところではなく、またこの小論が、当遺跡の性格究明に寄与することの少ないことを恐れているが、発表の機会を与えられたので敢えて中間報告的な粗描を示し、関連史料を付載する次第である。

1. 奈良・平安時代の「改葬」概略

和田氏が指摘された通り、律令時代の改葬は「モガリ」と深い関連の下にある。646年(大化2)の薄葬令で「モガリ」が禁止されると(4)、従来のような殯宮(喪屋)儀礼は公的には行い得なくなった。しかし殯宮儀礼の一部分は「改葬」と名を変え、貴族社会を中心に根強く残存したと思われる。

モガリと改葬の関係は、この時代に編纂された『日本書紀』に表記される、「改葬」の語によって確認できる。すなわち、推古紀に見える皇太夫人堅塩媛の改葬(史料2)は、それに続く「誅」の記事から、殯宮儀礼の最終段階を示していると判断されるからである。7世紀末～8世紀初頭の古代人にとって、「改葬」は「殯」の一部を意味する行為であった。これに先立つ用明天皇の改葬記事(史料1)についても、同様に考えてよいであろう。

『大宝令』『養老令』に「改葬仮」が規定され(史料7)、これに「古記」以下が注釈を施しているのは、平安初期になっても改葬が一般的であったことを暗示している。ただ記録上は、元明太上天皇が改葬禁止を遺言(史料8)してのち、8世紀には元正太上天皇(史料9)、光仁太上天皇(史料10・11)の、9世紀初頭にも桓武天皇(史料15)、高志内親王(史料17)の改葬記事が散見するに過ぎない(罪を問われた人物の「改葬」については、待遇改善等の問題があるので、その他の「改葬」と同列に考えることができない。したがって本稿の対象から除いた)。

これらの記事はいずれも皇族の記事であり、改葬は皇族に限定されていたかのようにも思われるが、史料16(811年)にみられるように、それは「北辰祭」や「挙哀」とならんで社会一般に行われ、斎王群行の際には禁止されたのである。さらにこの記事は『延喜式』(史料21)にほぼ同文の制規が認めら

れるから、819年(弘仁10)までの「式」をおさめた『弘仁式』にも、すでに同様の規定があったことを窺わせるのである(5)。

斎王群行に伴う改葬禁止は、『延喜式』以後もしばしば現れる。938年(史料23)、949年(史料24)、1038年(史料37)の各年次に発布された太政官符がそれであって、少なくとも11世紀中葉まで改葬は連綿と続けられ、「穢」と観念されていたことが明白である。

2. 改葬の実際 — 9世紀～11世紀

それでは改葬とは、どのような儀礼であったのだろうか。奈良時代の具体的史料はなく、9世紀のそれも乏しいが、僅かに868年の源信の事例(史料19)は、後述の「御魂殿」「玉殿」との関係を想起させて注目される。すなわち信は生前、北山の山陰に「小屋」を作っていたが、彼の柩はその中に密封されたというのである。「小屋」の規模・構造は不明であるが、「中に一床を置く」という記述からは、土中に深く掘り込んだ設えがあったとは考え難く、むしろ地上の「小屋」の中に、棺が据えられたとみるべきであろう。またほぼ同年代かと思われる紀夏井母の遺骸を安置した草堂(史料18)も、田中氏の説かれるように同様の施設であろう。信の記事にもどると、「小屋」の場所が「北山」であることが後世の仮埋葬地との関連で注目され、信の柩は「改葬」されたのではないかとも思われるが、「小屋」中に放置された可能性も捨てきれない。

10世紀に入ると、『貞信公記抄』に「改葬所」の語が見える(史料20)が、その実際は不明である。しかし、10世紀末以降になると、公家の日記等に改葬関連の記事が頻出するようになる。

まず史料26は、夙に田中氏が注目された記録(『権記』)であり、記主藤原行成の祖父源保光(中納言、995年5月死去)と、その母(保光娘、995年1月死去)との改葬を、1011年7月に挙行した折の記事である。すなわち行成の母が死去した時、その父である保光は火葬を許さなかったので(「納言、素より火葬を許さず」)、「松前寺」の「垣西之外」に「玉殿」を造って遺骸を安置した。続いて保光が薨じた時、行成らはその遺言を想起して「北山幽閑地」に遺骸を安置した。約16年後に行成らは改葬を思い立ち、祖父並びに先妣の棺に火を放ったのである(なお史料中の「北舎代」とは保光の、「西倉代」とは行成母の「玉殿」を指すと思われる)。翌早朝、行成らは遺骨に松脂や油をかけてこれをさらに焼き、灰塵と化した遺骨を小桶に集め、鴨川の水に投じた。

『大日本史料』第二編は、この記事の一部を一条天皇の葬送に懸けて採録していて問題があるが(6)、田中氏の史料解釈は正鵠を射ている。では、改葬を遺骨廃棄に直結させるその見解は如何であろうか。たしかに田中氏も指摘されるとおり、藤原道長による木幡浄明寺の建立は1005年(寛弘2)のことであり、遺骨尊重の観念はこれ以降次第に高まっていくとみれば、藤原行成の「改葬」行為を前時代の遺風と考えることもできよう。しかしながら、奈良時代以前から続く「改葬」全般について、これを遺骨廃棄と結び付けることは困難ではなからうか。むしろ、淳和天皇の散骨(840年)(7)や清和天皇の事例(880年)(8)などに象徴される、文字通りの「薄葬」志向が、行成の「改葬」行為を生んだと考えた方が適当ではなからうか。

史料27の太皇太后昌子内親王、史料28の花山法皇女御婉子女王、史料33の太皇太后藤原遵子、史料34の後一条天皇皇后臈子など、この時期の改葬に関する史料は豊富であるが、遺骨廃棄を窺わせる記事は、史料26の他に認めることができないのである(但し、火葬後の廃棄例は、田中氏が指摘された事例以外にも若干存する)。

このうち、特に史料28の改葬(999年)については、まず「改葬地」の地鎮を行い、遺骨は新たに

たらされた「骨壺」等に納められて禅林寺に運ばれ、改葬地には「石率都婆」を建て「釘貫」を巡らすなど、遺骨の丁寧な扱いが注目される。これは浄明寺の建立に先立つこと数年の改葬であることも、特に留意すべきであろう。また、史料 33 の改葬（1018 年）についても、遺骨を「骨壺」に納め、藤氏一門の奥津城木幡に運んでいる。以上の史料のうち、特に注目すべきは『小右記』の記事であり、薄葬を宗とする藤原行成とは少し異なる、記主藤原実資の意向を窺えて興味深い。すなわち後者の史料によれば、実資は藤原公任（大納言）を介して伝えられた源俊賢（源大納言）の意見を退け、遵子の遺骨を木幡に納めることを命じている。俊賢は、遵子には子孫がないので、先に死去した仁和寺法親王同様、遺骨は「粉失」すべしとするのである。ここに、11 世紀貴族社会における、価値観の相剋を見ることが出来よう。ただ実資について付言すれば、彼は有職故実に明るく、道長の方針に異を唱えることもあり、どちらかといえば旧守の傾向が強い人物であった。なお、源俊賢は 1031 年に改葬されたようだが（史料 36）、その内実が遺骨投棄であったか否か、明らかにすることはできない。

史料 27 の太皇太后昌子内親王、史料 34 の後一条天皇皇后城子の記事からは、この時期の「御魂殿」「玉屋」の構造を詳細に知ることが出来る。前者から判明することは次の通りである。まず「御魂殿」の中を二尺程掘り下げ、薦・布・絹等を敷き、薪を積み上げた上に棺を据える。その後「御魂殿」の内部に薪を詰め込み、棺上に「加持沙」を振りかけ、「御魂殿」を「固」める、というものである。次に後者の史料 34 からは、つぎのような「玉屋」の姿が窺える。まず、雲林院西院の西北に「築地つき込め」た檜皮葺の小屋を造り、その中に車に載せたまま棺を納めた。「玉屋」の内部では灯火を掲げ、供物を供え、縁の人々が棺の囲りで死者との別れを惜しむ。やがて夜が明けると人々は退出し、「玉屋」の「妻戸」は固く閉された。このような情景は、9 世紀の源信の「小屋」を髣髴させるものである。

3. 改葬の背景と 12 世紀におけるその変容

それでは、モガリの遺風ともいべき「改葬」が長年月に涉って続行された理由を、どのように考えればよいだろうか。火葬が知られて久しい 11 世紀においても、なおこれに対する違和感が、日本社会の一部に残っていた。史料 26 の『権記』に見える「納言素不許火葬」の語句は、源保光の根強い火葬忌避の思想を如実に示しているし、史料 27 の『権記』に見える太皇太后昌子内親王の遺令「亦火葬を用ふべからず」も同様である。表 1 に明らかなように天皇の場合でさえ、火葬が普通化するのには 10 世紀後半を待たねばならない。しかも一条天皇のように、自ら土葬を希望しながら、藤原道長の失念により火葬に付されるというケースもあった（史料 30）。日本における葬法の変革は一般的に、社会の上層部から進行するように思われるが、これには経費の問題（往時の火葬には莫大な費用がかかった(9)）とともに、人間の意識の問題を看過することができない。田中氏も指摘されるように道長の時代には、「たまよび」の習俗さえ未だ残存していた。「再生の期待される期間」を相当長期に渡って持たなければ「死の確認」が出来ない人々が、貴族社会に多数残っていても、特に不思議ではないのである。「改葬」の輩出は、このような背景のもとにみられるのであろう。

しかし 12 世紀になると、全く新しい「改葬」が登場する。これは火葬した遺骨を一旦土中に埋め、一定期間後に掘り起こして別の墓地に埋納するという儀式である。史料 40 は、1148 年（久安 4）に死去した源師子（藤原忠実室）を、1155 年（久寿 2）5 月に「北山墓所」から北白河に改葬した記事であるが、改葬されたのは「故北政所遺骨」であることが注目されよう。まず北山の墓所を掘り、遺骨（骨壺等に納められていたと推定される）の周辺を、「釘貫」で結界した。夕刻、僧侶が遺骨を首に懸け、北白河の墓所に到着する。そこには既に四角い穴が掘られており、年来供養の阿弥陀経数百巻を竹筒に納

表1 平安時代天皇の崩年と葬法

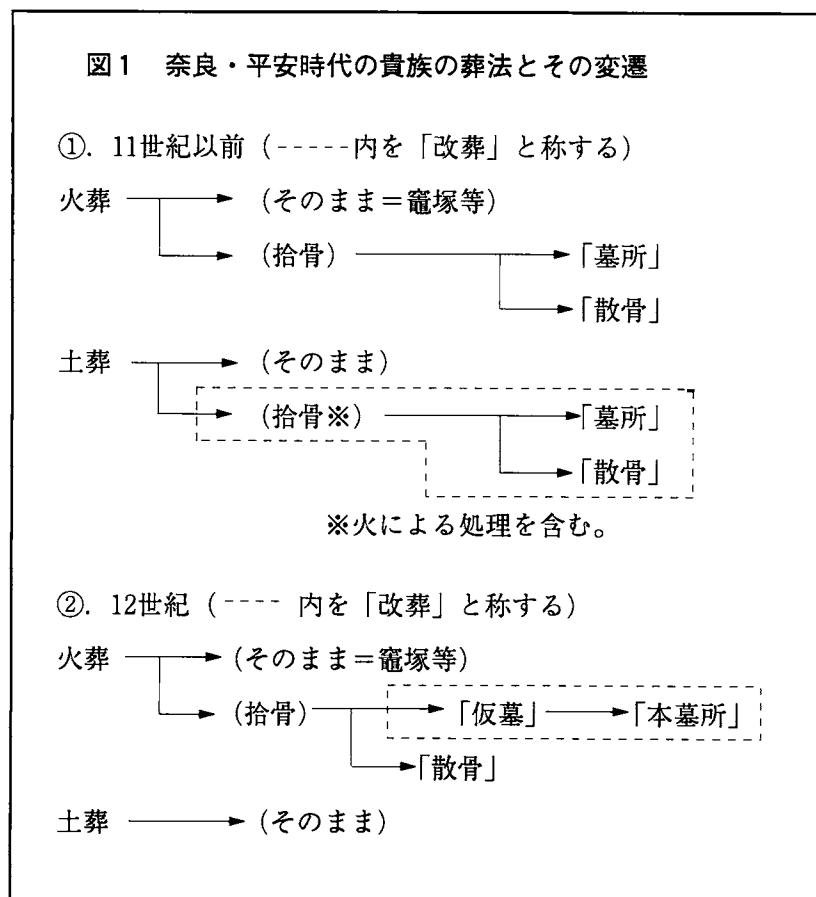
諡号等	崩年	葬法	備考
光仁	781	土葬	⇒ 改葬
桓武	806	土葬	⇒ 改葬
平城	824	土葬	
嵯峨	842	土葬	
淳和	840	火葬	⇒ 散骨
仁明	850	土葬	
文徳	858	土葬	
清和	880	火葬	⇒ 水尾山上に蔵す
陽成	949	土葬	
光孝	887	土葬	
宇多	931	火葬	(拾骨なし)
醍醐	930	土葬	
朱雀	952	火葬	⇒ 醍醐陵の傍に蔵す
村上	967	土葬	
冷泉	1011	火葬	⇒ 火葬所の傍に蔵す
円融	991	火葬	⇒ 村上陵の傍に蔵す
花山	1008	土葬	
一条	1011	火葬	⇒ 円城寺小塔 ⇒ 円融院北方〔土葬希望〕
三条	1017	火葬	⇒ 北山尊上院
後一条	1036	火葬	⇒ 浄土寺 ⇒ 菩提樹院 (火葬所に造営の寺)
後朱雀	1045	火葬	⇒ 円教寺 (円乗寺)
後冷泉	1068	火葬	⇒ 仁和寺山
後三条	1073	火葬	⇒ 禅林寺 ⇒ 円融院後山
白河	1129	火葬	⇒ 香隆寺塗籠 ⇒ 鳥羽三重塔下
堀河	1107	火葬	⇒ 香隆寺 ⇒ 仁和寺円融院
鳥羽	1156	土葬	(鳥羽安楽寿院塔下)
近衛	1155	火葬	⇒ 知足院 ⇒ 鳥羽東殿美福門院ノ空塔

めて穴の四壁に建て並べ、中央に骨壺を安置して土もて被い、率都婆を建て、釘貫を四周に巡らしたという。

同じ史料の中に見える「京極大北政所」とは、1114年（永久2）四月に死去した源麗子（藤原師実室、文中に永久5年薨とあるのは誤か）のことである。彼女は死後茶毘に付され、遺骨はしばらく「靈鷲寺（重任堂）」に置かれた。これは「大將軍の方忌を避け」るためである（史料39）。その遺骨は1118年（元永元）5月、北白河の墓所に改葬された。さきの師子の遺骨が最終的に納められたのは、この麗子改葬墓の前方であったという。

このように遺骨が丁重に扱われ、最終的埋納地が一門の墓所であるという点は前時代と同じであるが、12世紀の「改葬」の語義は全く異なるものとなった。平安末期になると火葬は貴族社会に普遍的な葬法となり、遺骸を「玉屋」などに一旦納める風習は廃れていったと思われるのである。そして留意すべきことは、12世紀的な「改葬」行為は、天皇の場合、既に11世紀段階で行われていることである。ここに葬法の階層による落差と、その上からの変革という図式が、おぼろげながら窺われよう。

ここで、奈良・平安時代の多様な葬法をおおまかに整理し、図1に示す。



むすびにかえて 一角間遺跡の性格に触れて

以上、奈良・平安時代の日本に特徴的な葬法の実体と変遷について、乏しい史料をもとに拙い素描を試みた。先行諸学説を理解しえなかった箇所もあろうし、なによりも現時点では史料の探索が不十分で

あることを痛感している。忸怩たる思いであり、非礼あらば心からお詫びしたい。

最後に、角間遺跡の性格について、文献史料から気付いたことを付言しよう。この遺跡の中心部分については、これを埋葬施設と考える方々が多いと思うが、なかには収蔵施設等を考えられる向きもあると仄聞する。それはそれで根拠のあることであろうが、筆者は次の点から、埋葬施設説を支持したい。

930年(延長8)に崩じた醍醐天皇の葬法は土葬であったが、『西宮記』所引の『吏部王記』同年10月11日条には、埋葬の様子などが詳細に記されている(史料22)。注目すべきは、棺を陵中に安置して土を盛った後、「上物」を「陵良地」で焼いていることである。「上物」は、「じょうもつ」または「あがりもの」「あげもの」と訓じ、神仏に供える品を指すが、この場合には被葬者が天皇だけあって、辛櫃8合にも及ぶ大量の品々である。一方、972年(天禄3)5月、天台座主良源が定めた没後葬送の規式(史料25)によれば、「上物」として焼くのは「尋常着用の衣裳、念誦」など身の品物のみであった。

角間遺跡の中央部に深く掘り込まれた穴の東北方(良)には、小範囲ではあるが焼土が認められ、また遺構からは石帯の一部や数珠玉かと思われる小さな玉が発見されている。焼土の位置や出土遺物が身の品物であることなどを考え併せると、これらは、ここで「上物」を焼いた痕跡ではあるまいか。

注

- (1). 和田萃「殯の基礎的考察」(和田著『日本古代の儀礼と祭祀・信仰』上、塙書房、1995年)、初出1969年。
- (2). 臈谷寿「平安時代の公卿層の葬墓 一九・一〇世紀を中心として―」(笠谷和比古編『公家と武家Ⅱ―「家」の比較文明的考察』思文閣出版、1999年)。
- (3). 田中久夫「平安時代の貴族の葬制 一特に十一世紀を中心として―」(上井久義編『葬送墓制研究集成 第5巻 墓の歴史』名著出版、1979年)、初出1967年。以下、田中氏の論説はすべてこの論文による。
- (4). 『日本書紀』大化2年3月甲申(22日)条。
- (5). 宮城栄昌著『延喜式の研究』史料篇(大修館書店、1955年)118頁参照。なお同書によれば、史料21に掲げた『延喜式』の第一条(改葬傷胎条)についても、「小野宮年中行事」所引の「前後神祇式」(弘仁もしくは貞観の神祇式の意)や、『拾芥抄』所収の弘仁12年6月6日格等にほぼ同文を検出することができるので、「弘仁式」にも同様の規定があったと推定できる。虎尾俊哉編『弘仁貞観式逸文集成』(国書刊行会、1992年)にも、同様の指摘がある(138頁)。
- (6). 『大日本史料』第二編之七、13頁に引かれた『権記』寛弘8年7月12日条。本文中の「遺骨」には(御脱か)と注し、頭注には「御遺骨ヲ焼キテ灰ト為シ鴨河ニ流シ奉ル」とある。
- (7). 病あらたまつた淳和太上天皇は「宜しく骨を砕きて粉となし、これを山中に散ぜよ」と遺言した(『続日本後紀』承和7年5月辛巳条)。これに従い、上皇は山城国乙訓郡物集村で茶毘にふされ、遺骨は砕かれて「大原野西山嶺上」に散布された(『同』同年同月戊子条)。
- (8). 清和太上天皇は、火葬すること、山陵を造らないことを遺言して死去した(『三代実録』元慶4年12月4日癸未条)。これに従い、上皇は山城国愛宕郡上粟田村で茶毘にふされ、遺骨は「水尾山上」に置かれた(「奉置御骸於水尾山上」、『同』同年同月7日丙戌条)。
- (9). 僧侶の中にも「人労を省く」という理由で、土葬を遺言したものがいる。『拾遺往生伝』下に見える阿闍梨聖全(1015年歿)がその人である。

改葬関係史料

1 五九三年（推古元）九月、用明天皇を改葬する。

〔日本書紀〕推古元年九月條

『新訂増補國史大系』

秋九月。改葬橘豐日天皇於河内磯長陵。

2 六一二年（推古二〇）二月、皇太夫人堅鹽媛を改葬する。

〔日本書紀〕推古二十年二月條

『新訂増補國史大系』

二月辛亥朔庚午。改葬皇太夫人堅鹽媛於檜隈大陵。是日。誅於輕街。第一阿倍内臣鳥誅天皇之命。則奠靈明器明衣之類萬五千種也。第二諸皇子等以次第各誅之。第三中臣宮地連鳥摩侶誅大臣之辭。第四大臣引率八腹臣等。便以境部臣摩理勢令誅氏姓之本矣。時人云。摩理勢。鳥摩侶二人能誅。唯鳥臣不能誅也。

3 六二八年（推古三六）に崩じた推古天皇を改葬する。

〔古事記〕下卷（推古天皇）

『日本思想大系』

妹。豐御食炊屋比賣命。坐小治田宮。治天下卅七歲。（戊子年三月十五日癸丑日崩。御陵在大野崗上。後遷科長大陵也。）

4 六四一年（舒明一三・辛丑）に死去した船王後を、六六八年（天智七・戊辰）に改葬する。

〔船首王後墓誌〕

『日本古代の墓誌』

惟船氏、故王後首者、是船氏中祖、王智仁首兒、那沛故首之子也、生於乎婆陁宮治天下天皇之世、奉仕於等由羅宮治天下 天皇之朝、至於阿須迦宮治天下 天皇之朝、天皇照見知其才異、仕有功勳、勅賜官位大仁品爲第三、殞亡於阿須迦 天皇之末歲次辛丑十二月三日庚寅、故戊辰年十二月、殯葬於松岳山上、共婦安理故能刀自同墓、其大兄刀羅古首之墓、並作墓也、即爲安保萬代之靈基、牢固永劫之寶地也、

5 六七七年（天武六・丁丑）に死去した小野毛人の墓に、墓誌を追納する。

〔小野朝臣毛人墓誌〕

『日本古代の墓誌』

飛鳥淨御原宮治天下天皇 御朝任太政官兼刑部大卿位大錦上

小野毛人朝臣之墓

營造歲次丁丑年十二月上旬即葬

◎墓誌追納については、『日本古代の墓誌』の解説（東野治之氏執筆）に従う。

6 六八六年（朱鳥元）に自經した大津皇子の改葬にあたり、大來皇女が歌を詠む。

〔萬葉集〕卷第二 一六五番、一六六番

『日本古典文学大系』

移葬大津皇子屍於葛城二上山之時、大來皇女哀傷御作歌二首

宇都曾見乃 人余有吾哉 從明日者 二上山乎 弟世登吾將見

磯之於余 生流馬醉木乎 手折目杵 令視倍吉・君之 在常不言余

右一首、今案不似移葬之歌。蓋疑從伊勢神宮還京之時、路上見花感傷哀咽作此歌乎。

7七〇一年（大寶元）制定の大寶令に、改葬の假が規定される。

〔令義解〕假寧令改葬假條

『新訂増補國史大系』

凡改葬。一年服。給假廿日。五月服。十日。三月服。七日。一月服。三日。七月服。一日。

〔令集解〕假寧令改葬條

『新訂増補國史大系』

凡改葬。（釋云。改移舊屍。古記曰。改葬。謂殯埋舊屍柩改移之類。）一年服給假廿日。五月服十日。三月服七日。一月服三日。七月服一日。（朱云。改葬假者。長上番上无別者。額同也。）

◎『令集解』所引の注釈書のうち、「古記」は天平年間、「令釋」は延暦年間の成立である。

8七二一年（養老五）十月、元明太上天皇が改葬禁止を遺言する。

〔續日本紀〕養老五年十月條

『新訂増補國史大系』

丁亥。太上天皇（中略）詔曰。（中略）朕崩之後。宜於大和國添上郡藏寶山雍良岑造竈火葬。莫改他處。

9七五〇年（天平勝寶二）十月、元正太上天皇を改葬する。

〔續日本紀〕天平勝寶二年十月條

『新訂増補國史大系』

癸酉。太上天皇改葬於奈保山陵。天下素服舉哀。

10七七二年（寶龜三）八月、廢帝（淳仁天皇）を改葬する。

〔續日本紀〕寶龜三年八月條

『新訂増補國史大系』

丙寅。遣從五位下三方王。外從五位下土師宿禰和麻呂。及六位已下三人。改葬廢帝於淡路。乃屈當界衆僧六十口。設齋行道。又度當處年少稍有淨行者二人。常廬墓側。令修功德。

11七七八年（寶龜九）正月、井上内親王を改葬する。

〔續日本紀〕寶龜八年十二月條

『新訂増補國史大系』

乙巳。改葬井上内親王。其墳稱御墓。置守冢一烟。

〔續日本紀〕寶龜九年正月條

『新訂増補國史大系』

丁卯。遣從四位下壹志濃王。石川朝臣垣守等。改葬故二品井上内親王。

12七八二年（延暦元）八月、光仁太上天皇改葬のため、山陵の地を調査させる。

〔續日本紀〕延暦元年八月條

『新訂増補國史大系』

己未。遣治部卿從四位上壹志濃王。左中辨從四位下紀朝臣古佐美。治部大輔從五位上藤原朝臣黑麻呂。主税頭從五位下榮井宿禰道形。陰陽頭從五位下紀朝臣本。大外記外從五位下朝原忌寸道永等。六位已下解陰陽者合一十三人於大和國。行相山陵之地。爲改葬天宗高紹天皇也。

13 七八六年（延曆五）十月、光仁太上天皇を改葬する。

〔續日本紀〕延曆五年十月條

『新訂増補國史大系』

甲申。改葬 太上天皇於大和國田原陵。

14 八〇五年（延曆二四）四月、早良親王の改葬使を任命する。

〔日本後紀〕延曆廿四年四月條

『新訂増補國史大系』

甲辰。令諸國。奉爲崇道天皇建小倉。納正稅卅束。并預國忌及奉幣之例。謝怨靈也。

庚戌。任改葬崇道天皇司。

15 八〇六年（大同元）十月、桓武天皇を改葬する。

〔類聚國史〕三五諒闇 大同元年十月條

『新訂増補國史大系』

平城天皇大同元年十月辛酉。令天下諸國。以今月十一日素服舉哀。改葬皇統彌照天皇也。庚午。改葬皇統彌照天皇於柏原陵。天皇御前殿東廂下。群臣於前庭舉哀。春宮官屬於坊内。並朝夕二時。文武百官素服一日。各在所職。不就哭位。

〔日本紀略〕大同元年十月條

『新訂増補國史大系』

十月庚午。改葬桓武天皇於柏原陵。

16 八一一年（弘仁二）九月、齋王群行のため、改葬等を禁止する。

〔日本後紀〕弘仁二年九月條

『新訂増補國史大系』

九月壬辰朔。禁今月祭北辰舉哀改葬等事。以齋内親王入伊勢也。

17 八二六年（天長三）二月、贈皇后高志内親王を改葬する。

〔類聚國史〕三六山陵 天長三年二月條

『新訂増補國史大系』

三年二月辛酉。任改葬石作山陵司。

〔日本紀略〕天長三年二月條

『新訂増補國史大系』

辛酉。地震。任改葬石作山陵司。

〔類聚國史〕一九四渤海 天長三年三月條

『新訂増補國史大系』

三年三月戊辰朔。右大臣從二位兼行皇太子傳臣藤原朝臣緒嗣言。依臣去天長元年正月廿四日上表。渤海入朝。定以一紀。而今寄言靈仙。巧敗契期。仍可還却狀。以去年十二月七日言上。（中略）加以比日雜務行事。贈皇后改葬一。（中略）經營重疊。騷動不遑。

18 紀夏井、亡母の遺骸を草堂に安置し、供養を行う。

〔三代實錄〕貞觀八年九月條

『新訂増補國史大系』

廿二日甲子。（中略）夏井者。（中略）數年母亡。夏井至孝冥發。居喪過禮。建立草堂。安置骸骨。晨昏之禮。無異生時。本自崇信佛理。至是於草堂前。每日讀大般若經五十卷。以終三年之喪。

◎夏井は八六六年（貞觀八）、伴善男の事件に連座して配流されるが、右の年次はその時のものである。

19八六八年（貞觀一〇）閏十二月、源信の遺骸を、北山嶺下的小屋に安置する。

〔三代實錄〕貞觀十年閏十二月條

『新訂增補國史大系』

廿八日丁巳。左大臣正二位源朝臣信薨。信朝臣者。嵯峨太上天皇之子。源氏第一郎也。

（中略）數日而薨。時年五十九。遺命薄葬。殯歛之日。人多不知。平生於北山嶺下。造立一屋。中置一床。居棺其上。固閉四壁。令人畜不據犯之。

20九一一年（延喜一一）十月、改葬所の穢れが内裏に及ぶ。

〔貞信公記抄〕延喜十一年十月條

『大日本古記録』

廿八日、改葬所人入内藏寮、々々今朝參入内裏、仍内□雨處、神事附所司可行云々、

21九二七年（延長五）撰上の『延喜式』に、改葬について規定される。

〔延喜式〕三 臨時祭

『新訂增補國史大系』

凡改葬及四月已上傷胎。並忌卅日。其三月以下傷胎忌七日。

〔延喜式〕五 齋宮

『新訂增補國史大系』

凡齋王將入太神宮之時。自九月一日迄卅日。京畿内。伊勢。近江等國。不得奉燈北辰。及舉哀改葬。

〔延喜式〕五 齋宮

『新訂增補國史大系』

九月神嘗祭使

右尋常之例。十一日參入。而當齋王參入之時。即陪從參入。其幣并明衣料。與尋常

同。更差使中臣一人。遣近江伊勢二國。在前祓清。

齋十八箇日

右尋常齋三箇日。當此時。自一日至十八日齋。但舉哀改葬限月内忌之。

22九三〇年（延長八）十月、醍醐天皇を埋葬する。

〔西宮記〕十二 天皇崩事

『大日本史料』第一篇之六

延長八十一吏部記云、云々、御穴内鋪地敷等事、勘先例、侍臣所供奉也、其後復土事、臣等可奉仕之、導師呪願了、御輿長舁御棺、安置陵中、先是陵中安御硯、書、（樂毅論、蘭亭集序、羸等三卷、）并色紙一笥、所召倭琴、笛等、内藏助義方倭琴、允是毘調箏、樂所預良名調琴、皆調平調倭琴律調之、皆安袋上、（唯笛入袋、）闔壙戸了、右衛門尉阿刀常基復土、先例用納言以上、而山作所行事中納言兼輔、治部卿當幹辭病、中宮大夫伊望、彈正大弼公頼可奉仕、而不申故障竊逃、故常基奉仕、凡山陵事多闕禮、初穿陵地事、先例用四位、而大夫不奉仕、令役夫奉仕、開闔御壙事用木工頭、而辭病、故助常生奉仕之、初未遷御陵中之前、陵上設輕幄、闔壙戸、了建黃幡、々々初安御輿小屋形中、（仰木工作幡竿、）勢祐法師建之、右中將英明朝臣、持幡端、先例孝子執之、而行事所、不令告知、故失之、是間左衛門尉時忠、右衛門尉成國、預御上物、於陵良地燒之、（唐匣御膳、及御便具等也、又燒柳小屋形、須々利、大輿云々、）上物辛櫃八合、扈從時在步障後、御膳辛櫃二合、在步障前、復土事了、徹喪庭内外牆門、廻刺柴垣、々々外刺釘貫、依右大臣命、分配近邊諸寺、又淑光朝臣來孝子幕、右大臣問山陵事、答云、復土事、先填石御穴戸、次埋土而後復土、大夫等可奉仕之云々、了淑光、英明朝臣、更奉仕復土、右少將中正、示右大臣云、山陵事了、啓陣候否如何、大臣宣返之、（六衛皆同）、

23 九三八年（天慶元）八月、齋王群行のため、改葬等を禁止する。

〔類聚符宣抄〕

『新訂増補國史大系』

太政官符左右京職近江伊勢等國司

應忌舉哀改葬事

右得神祇官解僂。齋王來九月應參入伊勢齋宮。今依前例起九月一日迄卅日。應忌如件者。職國承知。依例行之。符到奉行。

左少辨——

右大史——

天慶元年八月廿三日

24 九九九年（天曆三）八月、齋王群行のため、改葬等を禁止する。

〔類聚符宣抄〕

『新訂増補國史大系』

太政官符近江伊勢兩國司

應忌舉哀改葬事

右得神祇官解僂。齋王來九月十九日應參入伊勢齋宮。今依前例起九月一日迄卅日。應忌如件者。兩國承知。依例行之。符到奉行。

左少辨

左少史

天曆三年八月廿二日

同年九月九日改定廿三日。被下知大神宮并近江伊勢等。

25 九七二年（天祿三）五月、天台座主良源、歿後の規式を定める。

〔廬山寺文書〕天祿三年五月三日

『大日本史料』第一篇之十三

一、葬送事

（中略）

上物事（不可燒重物、只尋常着用衣裳念誦許耳、）
||||||

26 九九五年（長徳元）五月死去の源保光を、一〇二一年（寛弘八）七月に改葬する。

〔日本紀略〕長徳元年五月條

『新訂増補國史大系』

八日癸丑。〔中略〕從二位中納言源朝臣保光薨。（年七十二。或説云。九日薨。）

〔權記〕寛弘八年七月條

『増補史料大成』

十一日 曉更修理大夫薨云々、酉剋向松前寺、亥四剋改葬先妣并源中納言御骸骨、去長徳元年正月廿九日先妣即世、同年五月九日納言又薨逝、先妣瞑目當于納言在世之日、納言在世之日納言素不許火葬、仍於件寺垣西之外、造玉殿安之、即是納言在平日被行事也、納言下世之時、又思遺言、同安御骸於北山幽閑之地、不得晨于今未改葬、去五日招大炊頭光榮朝臣、示語可遂此事之由、依彼朝臣許諾、此日改葬也、季信朝臣、理義朝臣、全朝臣、輔忠朝臣、茂信等、從余向寺、々預僧邦祈又知此事、剋限已至、先到北舎代下、令季信朝臣措火於御棺、又到西倉代下、令輔忠朝臣邦祈并理義朝臣等措火、遅明各事了、十二日癸未 曉更以松脂并油等、燒遺骨令成灰塵、即入其灰於小桶、到鴨川、（當近衛御門路末、）投之流水、令入海中、（于時辰剋許、）小解除歸宅、

27 九九九年（長保元）十二月死去の太皇太后昌子内親王を、一〇〇〇年（同二）十二月に改葬する。

〔日本紀略〕長保元年十二月條

『新訂増補國史大系』

十二月五日甲寅。依太后崩諸陣警固。（中略）是日也。奉葬太后於觀音院。其禮不異凡人。依遺令也。

〔小右記〕長保元年十二月條

『大日本古記録』

五日、甲寅、源相公同車參御寺、卯剋地鎮、辰剋始造御魂殿、（在御寺内、御遺令、）同剋裁縫素服、御魂殿内二尺許掘地敷薦布・絹等、令積薪、爲居御棺、以使官等令切近邊木、晚頭自家持來食物、羞僧都勝算・兩相公及官司等、今朝差權亮景齊、令觸遺令・雜事於大外記善言、（可被停山陵・國忌・舉哀・素服・葬司等事、不可被停神事・節會・色々例事、）以頭辨令傳奏事、（權大進道貞朝臣可給臨時給事、崩處實是道貞朝臣宅也、御存生間依有氣色所令奏之、）令奏詞云、數年公物を令費事求（成カ）恐侍り、因之崩後雜事不可費公物、仍可用凡人禮之由等也、以冷泉院判官代陳蕃令奏御葬案内冷泉院、景齊朝臣歸來云、遺令旨觸善言朝臣、申云、申左府了、即被聞云、事々承之、可經奏聞、臨時給事觸頭辨、即以奏聞、復命云、最後之仰不可背申、奉之者、冷泉院御弔使至道朝臣、件御使帥宮・内大臣同加詞、太奇恠事也、以便消息、一品官以大監物永道有御消息、皇后宮御使正隆朝臣、戌二點著素服、（女房十人、下女三四人、只候御共之女人等也、余及官司・所々職事・御乳母子等給當色之者、持御行障者十三人・燒香者一人・御車十人・榻持一人、燭執者五人五位・御前僧十九人、自餘不記之、）戌四點奉移魂殿、於御魂殿前奉仕導師・呪願、（導師權大僧都穆算、呪願少僧都勝算、）了居御棺於積薪上、其後積滿薪於魂殿内、阿闍梨慶祚及御前僧等讀光明眞言、加持沙奉灑御棺上、了奉固魂殿了御車及牛・行障・御所御屏風・御几帳・鋪設・簾・御手水具等施入寺家、爲御念佛諸寺參入如初夜、女房車三兩送本宮、余及兩相公・官司等參本宮、令始行御讀經・御念佛等、（僧十人、）亥刻許各々分散、

〔權記〕長保元年十二月條

『増補史料大成』

五日甲寅、（中略）今日戌剋御葬也、遺令云、天下素服舉哀停止之、又不任葬司、不置國忌、不配山陵、并此間神事節會等依例可被行、又葬禮不異凡人、亦不可用火葬者、又御存生之時仰云、御惱之間依陰陽家申、避本宮遷御權大進道貞宅、（下略）

28 九九八年（長徳四）九月死去の花山法皇女御婉子女王を、九九九年（長保元）九月に改葬する。

〔小右記〕長保元年九月條

『大日本古記録』

廿八日、丁未、昨平納言來由今朝以書狀謝之、來月十日故女御改葬事可行、其料石率都婆造立、今日令給料物、三石、招禪林寺律師、申合女御改葬雜事、

〔小右記〕長保元年十月條

『大日本古記録』

九日、戊午、今夜李部大王被度天台山西脚隨願寺、明日故女御改葬、依有方違、下官相從、依可忌避、

十日、己未、今夜故女御改葬地鎮事、仰奉平宿禰、以身代令行、石率都婆今曉令運禪林寺、件事委附彼寺座主深覺律師、以僧二口令親行、納骨壺草（筐カ）等、付高昭送彼寺、

守隆朝臣・高昭等爲令見改葬事所差遣也、但不染穢氣色、只籠二口僧、仍二口僧供料・造釘貫工及夫食料同送遣、修可諷誦於禪林寺、

十一日、庚申、拂曉自寺大王歸給、候御共、

守隆朝臣・高昭等申剋許從禪林寺歸、申云、依甚雨于今不參、但去夜戌剋始行、不及一時事了、地鎮・釘貫等事如期令奉仕了者、

十二日、辛酉、改葬暇可請七今日、然而近代不此間出仕似不義、仍請治病假、自内有召、令申病由、五節仰云々、

29 一〇一〇年（寛弘七）九月、藤原道長室倫子の生母穆子、親音寺に無常所を造る。

〔御堂關白記〕 寛弘七年九月條

『大日本古記録』

廿九日、甲辰、一條尼上觀音寺作無常所、修小法事、依有可慎事、自不至、女方參堂、（下略）

30 一〇一一年（寛弘八）七月九日、一條天皇の遺骨を圓成寺に移し、一〇二〇年（寛仁四）六月、圓融寺北方に移す。

〔權記〕 寛弘八年七月條

『増補史料大成』

寛弘八年七月八日己卯、今日御葬送也、（中略）奉茶毘、此間燒上物於外垣外良方、寛弘八年七月廿日辛卯、（中略）御存生有天氣、（去九日早旦、於山作所丞相云、土葬、并法皇御陵側可奉置之由、御在生所被仰也、日者惣不覺、只今思出也、然而定而無益事、已定也云々、）然而有方忌之間、暫奉安置圓成寺御室、

〔御堂關白記〕 寛弘八年七月條

『大日本古記録』

九日、庚辰、御葬事卯時了、御在所未定間、依吉方奉渡圓成寺、法帝御骨大藏卿正光、懸之、前大僧都院源供奉、未前深覺大僧都・源中納言送納令見御在所、

廿日、辛卯、圓成寺御在所造固了、御床如御帳物等造奉納、人々退出、御修善此番奉仕安尊、還參人々、過三年仁和寺方可奉渡事相定了、

〔小右記〕 寛弘八年七月條

『大日本古記録』

十一日、壬午、（中略）又云、院御骨初定可置金輪山、而改定尚安置圓成寺、過三箇年可奉置圓融院者、但相副御骨之人々、廿日可歸參云々、

十二日、癸未、參院、相遇春宮大夫・藤中納言等、清談次云、故院御存生日被聞仲宮・左府、又被仰近習人々云、可被行土葬禮、又御骨可奉埋圓融院法皇御陵邊者、而忘却不行其事、相府思出又歎息、仍御骸骨暫奉安置圓成寺、過三箇年、（大將軍在西方、）可奉移轉圓融院法皇陵邊、亦一周忌間於圓成寺被修阿彌陀護摩、（伴侶六口、）又未奉移圓融院之前三箇年間、以五箇口僧可被奉仕念佛者、

〔左經記〕 寛仁四年六月條

『増補史料大成』

十六日丙申、天陰、時々細雨、及午後有召參内、下御簾、無音樂、故一條院御骨爲避方忌、年來奉置圓成寺、而依方開、主計頭吉平朝臣奉仰、可奉置御骨之處、卜鎮圓融寺邊、今日奉渡、（大宮少進季任朝臣奉持御骨云々、是依爲彼院判官代也、）仍今日許下御簾、止音樂、余奉仕朝夕陪膳、（無警蹕、）風聞、入道殿御坐圓成寺、被行諷誦、布施絹卅疋、（爲訪仙院御幽骨也云々、）以戌剋奉還御骨於圓融寺北方、（圓融院御陵邊也、）其儀、御骨壺奉納小塔、納韓櫃、僧四人荷之、季任朝臣親奉副之、中宮大夫、太皇太后

宮大夫、兵衛督、式部大輔、（廣業、）等步行供奉、皆是御存日近習人也、入道殿入夜自圓成寺歸京云々、

〔小記目錄〕第二十 院・宮凶事（付御法事）一條院
『大日本古記録』
寛仁四年六月十七日、一條院御骨、奉移圓融院事、

31 一〇一五年（長和四）七月、嚴子女王の改葬が行われる。

〔小右記〕長和四年七月條
『大日本古記録』

『自改葬家送劔、仍令立觸穢札事』

十九日、丙寅、一昨日□借劔、昨日返送、彼納言尊堂、今月十二日改喪、而被返送穢物、申達案内、其返事云、至愚事也、惣無忌穢之人者、然而是指觸穢也、仍請廿三箇日假、令立觸穢簡、仰大納言家甲敷乙敷、申達案内、報云、去十二日行此事、處雖乙處、△已爲甲人者、伊勢使、金吾奉仰、彼出立雜具也、可借送也、而慮外有此穢、差永輔朝臣申達事由、又永輔朝臣有令出立彼御共之事、至今依染穢不可出立也、永輔朝臣未歸來之間、金吾書狀云、昨日依召參内、以來月二日可參伊勢者、永輔朝臣歸來傳金吾報云、大納言可被出仕之日遼遠、而忽被借物具、今有此穢、奇申而已者、爲聞穢案内左中辨經通來、有信去夜宿余家、到辨宅着座、辨可在右衛門督共、仍所案内、有信已爲丙身、着座處不可穢、大納言尊堂骸骨安置處爲甲處、太皇太后宮乙處、大納言候彼宮、以借大納言之劔返送、仍以余處爲丙、到余家之人不可穢、又家人到他處、其處不可爲穢、

32 一〇一六年（長和五）七月、藤原穆子死去す。

〔御堂關白記〕長和五年七、八月條
『大日本古記録』

七月廿六日、戊辰、今夜雨下、天晴、從一條還、午時許行任朝臣來云彼御消息、只今大上率了者、實雖年高、臨此期悲哉々々、有爲法如此、生年八十六、（卯年云々、）依遺言夜半入棺、

八月一日、壬申、渡高倉家、左大將・左衛門督等乍立來、今日一條尼上渡觀音寺、是存生作置舎所也、還來別納、

五日、丙子、一條北方渡存日作置舎、其如常云々、
〔榮華物語〕卷第十二 たまのむらぎく
『日本古典文学大系』

かゝる程に、一條殿のあまうへ、（中略）かの尼上の宣はせける、「あがみかどの御事始に、かくなりなむ事の、折しも口惜しき事。さはれ、さるべきやうにて暫しは山寺に納め置かせ給へれ。雲煙とも、この世の大事の後に、心安くせさせ給へ」と聞こえさせ置かせ給へれば、「げにあはれによくもの給はせけるかな」とて、さやうにぞおぼし掟て給ける、九月ばかりにぞさやうにおはしますべかりける。その程は入棺といふ事にておはしませ給ける。明暮の物参り、御手水など、昔の様の事ども、いみじく悲しうおぼしめさるゝ程に、（中略）かくて九月にぞ、尼上觀音寺といふ所におはしませ給。

33 一〇一七年（寛仁元）六月に死去した太皇太后藤原遵子を、一〇一八年（同二）に改葬する。

〔御堂關白記〕寛仁元年六月條
『大日本古記録』
五日、壬申、（中略）今日有固關事云々、中宮權大夫行之、太皇太后宮渡般若寺給者、

用車云々、彼宮亮能通朝臣參太内、奏萌給由、
六日、癸酉、太皇太后宮此作屋奉置云々、

〔日本紀略〕寛仁元年六月條

『新訂増補國史大系』

五日壬申。奏前太后遺令。停止素服・舉哀。官符給五畿七道諸國。又自今日廢朝。（五箇日。）今夜。彼宮御送葬於般若寺良地。

〔小右記〕寛仁二年六月條

『大日本古記録』

十六日、丁未、（中略）大納言書云、一日源大納言書云、故宮子孫不御坐、仁和寺親王御骨爲粉失了、其彼可爲善、不可必奉移木幡者、此事如何者、答對云、仁和寺例非一門事、先祖占木幡山爲藤氏墓所、仍奉置一門骨於彼山、專不惡也、藤氏繁昌、帝王國母于今不絶、抑有御遺命、有何事乎、無指事不可被背前跡哉、抑可在高慮歟、

廿一日、壬子、（中略）『故太皇太后宮御改葬』

今日故太皇太后御改葬、左將軍云、大納言公任、拂曉詣其所了、（下略）

廿二日、癸丑、故宮御改葬事問達大納言、御返状云、御骨入壺了、爲來月奉移木幡也者、

〔小記目錄〕第二十、院・宮凶事（附御法事）太皇太后遵子（太政大臣頼忠公女、圓融院后）

同年（寛仁二）六月十九日、故太皇太后宮御改葬事、

同年七月十九日、前太后御骨、奉移木幡事、

34
一〇二五年（萬壽二）三月に死去した後一條天皇皇后城子の改葬を同年九月に予定するも停止する。

〔左經記〕萬壽二年四月條

『増補史料大成』

四日乙卯、天陰降雨、皇后宮奉移雲林院西院之間、小一條院、并式部兵部卿宮、并帥、左衛門督、大藏卿皆步行喪送云々、薨奏未被行、抑西院是賀茂四至之内、齋月奉遷之旨、頗不快事也、作玉屋可奉安置云々、

十四日乙丑、天晴、作玉屋、奉殯喪皇后宮、但有遺令、宮人秘不奏奉喪之由云々、（雲林院西調戌亥之方作件屋云々、）

〔小記目錄〕第二十 院・宮凶事（付御法事）皇后城子（濟時卿女、三條院后、）

『大日本古記録』

同年（萬壽二）四月四日、小一條皇后、被奉移西雲林院事、

同二年九月廿四日、故皇后宮改葬事、

〔小右記〕萬壽二年九月條

『大日本古記録』

廿四日、癸卯、（中略）

今日故皇后宮改葬云々、永信朝臣、大藏卿通任所令勘、而此日大不吉由人々云々、仍以永信被問文高宿禰、申云、尤可被忌日者、仍停止者、件日吉平勘申云々、凶事改定世之所忌也、以之可爲驗、

〔日本紀略〕萬壽二年條

『新訂増補國史大系』

四月十四日乙丑。皇后宮葬斂玉殿了。

九月廿四日癸卯。前皇后城子改葬。

〔栄花物語〕卷第二十五 みねの月

『日本古典文学大系』

「月たゞば、祭などいひてむつかしかるべければ、いかに」などおぼしめして、ついたち三四日の程にぞ、雲林院の西の院といふ所におはしませ給、やがてその夜入棺とい

ふ事せさせ給に、こと人參り寄るべきにあらず、宮く・入道の君・大藏卿など仕うまつり給。あはれにめでたし。入道の君、御身に尊き事ども書き集めさせ給。こたみの御渡りは例の御有様なれば、院も姫宮も、京は御車にて仕うまつらせ給、故院の御時心よせ仕うまつりし人く、又今の院の殿上人などと數多仕うまつれり。いとどろろしき御装なり。さて、西院にぞおはしまさせ給、御車の床かきおろしておはしまさせ給。四月十四日に斂め奉らせ給ふに、御遺言にや、世の常のさまにておはしまさせ給ふまじきなめり。皆西院にぞ、式部卿宮などもおはします、姫宮もとまらせ給べきにもあらねば、忍びて渡し奉らせ給。院もやがてかくておはします。さるは、女御殿へ御惱もいかゞとのみ見えさせ給へど、いかでかは出でさせ給はん。この宮も去年よりかく悩ませ給つるか、かくおはしますにつけても、いとゞいかにくとおぼし亂れさせ給。西院には、その日になりぬれば、さるへき御有様、日一日いそがせ給ふ。西院の戌亥の方に築地つきこめて、檜皮葺の屋いとおかしげに造らせ給て、そこに斂め奉らせ給べきなりけり。院などの、一夜も今宵も歩ませ給ぞ、おろかならず見えさせ給。御念佛の僧など數知らず多かる中にも、四宮の御方より、奈良・にはじなとより參りこむ。あはれなる御けはひも遠からぬ程を、齋院に御耳とまりて、とみに御殿籠らず、よろづおぼし知らせ給。その邊りに、多くの人満ちたり、さて、その屋に御しつらひをいみじくせさせ給て、やかくて御車ながら昇き据えておはしまさせ給。御殿油明くかゞげて、きこしめし物など參りすえたり。よろづかくと今は見奉らせ給て、宮く・院などど、よろづを宣はせつつ、泣かせ給さまなど、いとみじう、いふにもおろかなり。さて人く、「夜明けぬへし」など申せば、出でさせ給て、おはします屋の妻戸うちたかむる程、さしのきたる人くの心地だに、いとみじうあはれに悲しきに、まいて理にいみじう見えさせ給。雲煙とならせ給はんは、あさましきながらもいふ方なくてやませ給を、これはあはれにいむ方なし。女房達など、「こたみばかりこそ御ともに參らめ」と、皆慕ひきこえさせ參りつれど、いと遙に見やり參らせて、のきてなん車ども引きたてたるに、おはします程の閉づる音に、ある限聲を合せて、いひ知らぬおとなひどもなり。月いと明くて、御供の法師・俗そこの人は、限あれば何事も思たえて急ぎ歸る有様、祭のかへさなどの心地して、物騒しくみゆ。(下略)

35 一〇二五年(萬壽二)八月に死去した權中納言藤原長家室を、九月に靈屋に納める。

〔榮花物語〕卷第二十七 ころものたま

『日本古典文学大系』

中納言殿、長き夜一夜おぼし残す事なく、「我死ぬべかりける代りにこそあめれ」と、おぼしやらん方なきまゝに、我御身一つを、となしかくなしおぼし惑ふ。はかなく夜も明けぬれば、さりとてのみやはとて、陰陽師召して事ども問はせ給。とかく世の常の様に占ひ奉らん事はいとをしくおぼされて、たゞさるべく斂め奉らんとぞおぼされける。されば、そのまゝにの給はすれば、九月十五日の夜ぞ法住寺に率て奉りて、その月の廿七日に斂め奉るべう聞ゆ。(中略)かくて十五日になりぬれば、こたみの御ありきの、例の様にありけれど、御車に物まきなどして、またむつかしうてうせ給へれば、御湯殿などして、やがて兒君も同じ物に入れ奉りて、かきそへて御懷に抱きたる様にて臥し奉る程、おほかた誰もさかしう見奉るべきにあらず、(中略)かの法住寺には、その北方の大門に、その日の中に築地つき、檜皮葺の屋いとをかしげにて、そこにぞ斂め奉りけ

る。よろづの御しつらひどもして、御車なからにかきおろして斂め奉る。

36 一〇三二年（長元四）二月、源俊賢を改葬する。

〔小右記〕長元四年二月條

廿日、丁酉、故俊賢卿改葬云々、

『大日本古記録』

37 一〇三八年（長曆二）八月、齋王群行のため、改葬等を禁止する。

〔類聚符宣抄〕

『新訂増補國史大系』

太政官符近江伊勢兩國司

應忌擧哀改葬事

右得神祇官解備。齋内親王來九月十一日應向伊勢齋宮。今依前例起九月一日迄卅日。應忌如件者。兩國承知。依例行之。符到奉行。

左少辨正五位下

右大史

長曆二年八月廿五日

件符不載京職。仍遣問史許。申云。依天曆三年符案所給也者。已違式意。若彼符書落京職歟。

38 一一一三年（永久元）閏三月、堀河院改葬後の公卿勅使派遣につき、明法博士に問う。

〔殿曆〕永久元年閏三月條

『大日本古記録』

十四日、（乙未、）天晴、咳病聊宜、仍明日可參之由自院有仰、又故堀河院御改葬之後卅日内、公卿勅使猶可憚歟、仍召明法博士等問之、不有憚之由各申、仍以其旨被問左府・別當、可依明法申之由各定申、仍猶可被行云々、

39 一一一四年（永久二）四月、藤原師實の妻源麗子を荼毘し、遺骨を靈鷲寺に安置する。

〔中右記〕永久二年四月條

『増補史料大成』

廿二日丁卯（中略）

今夕京極殿有御葬送事、前火、（前大和守季永、）御車、（本北政所綱代車、）殿下、右大將、家、藤大納言、經、右兵衛督、忠、左宰相中將、家、皆步行被參、（御車上物牛ハ被放日御牧也、）所役人々衣冠、山作所行事長門守能遠朝臣、導師呪願（導師呪願無布施云々、）（件師二人、永清、賢豪、）曉更事了、御骨中宮大進重仲朝臣（布衣）奉懸、暫奉置故重任堂、是依被避大將軍方忌、明年許安置件堂者、（故造酒正重任堂名靈鷲寺云々、）

京極殿從誕生昔、被養故山井大納言信家卿、雖被用藤氏、猶付本生可被置彼源氏人々骨墓所邊者、仍不被奉渡木幡也、

40 一一一五五年（久壽二）五月、藤原忠實、妻の源師子を改葬する。

〔兵範記〕久壽二年五月條

『増補史料大成』

十八日甲子 於宇治殿、故北政所、自生蓮寺、有改葬北白川沙汰云々、仲行奉仰京上奉行云々、今夕被行赦令事、

廿日丙寅 公家最勝講、（中略）殿下不令參内、依故大北政所改葬日也、

今夕故北政所遺骨、依入道殿御沙汰、從生蓮寺被改葬北白河、（寂樂寺北山、）今朝、散位重範、外記大夫忠親等、率木工人夫等、參向北山墓所、掘其所、儲釘貫等、晚頭人々參入生蓮寺不昇堂前、先致結願例時、次件所作住僧等賜物、

例時、僧二口、各長絹一疋、六丈美布三段、四丈次布三段、預僧三人、各六丈布一段、四丈布一段、

次奉渡、僧聞玄奉懸御骨、（平等院藏司、故聞覺阿闍梨遺弟、）塔本殿供僧二人、（件僧二人聞玄等參役之、）修理權大夫雅國朝臣、皇后宮亮師國朝臣、散位資隆、侍重永等扈從、（已上布衣步行、）出生蓮寺、經圓宗寺南東兩方、自一條東行、經法成寺北東兩方、自近衛出河原、自近衛末東行、自神樂岡邊北行、至于北白河、經堂西、着御北方墓所、故京極大北政所御墓所前程奉殯之、年來供養阿彌陀經數百卷、納竹筒、其穴四方立瓦之、其中安御骨瓶、其上奉埋之、立率都婆、構釘貫、如常、重範等行之、凡件所中務宮以下一族御墓廿一所云々、先是、中納言大將、新中將等同車、參向此所、事了、於本堂有佛事等、（是三味堂也、件堂土御門右府奉爲中書王被草創也、）次宇治殿御經供養、

法華經一部、御誦經布卅段、

導師題名僧、并用寺本住者、

次御懺法、僧六口、（三七日可行之、用本寺僧、）

布施等、僧六口、各長絹一疋、布二段、供米二石一斗、

預一人、（六丈布二段、供米二斗一升、）

佛供明油二前、御誦經案、小莖等、政所儲之、有御誦經文、政所書上之、家司仲行加名、

次左大臣殿御誦經云々、

次中納言大將、新中將自筆阿彌陀經供養、并被修諷誦云々、事訖之後、自關白殿有御誦經事、

手作布十段、在御誦經文、政所書上之、家司下官依仰加署、下家司爲使附寺家了、今日事、師國朝臣、仲行等奉行之、

奉懸僧聞玄、并塔本供僧二人、卅日穢、自餘扈從參向輩、三日穢、故京極大北政所、永久五年薨給、即安置北山靈鷲院（寺イ）、元永元年五月十三日、改葬北白河、是又久安四年薨給、今日改葬北白河、每事被准行彼例云々、今日殿下并左府無御行、

以或人傳説、爲後鑿記之、

左府一族被出假文、其書様、

請假廿日、

右、依改葬祖母所請如件、

久壽二年五月廿日、從一位藤原朝臣頼一〔長〕、

請假十箇日、

右、依改葬祖母所請如件、

久壽二年五月廿日、

正二位權中納言兼右近衛大將

皇太后權大夫、藤原朝臣兼一〔長〕、

中納言中將、新中將假文、同前、可准知之、

殿上分、藏人高忠書寫送之、

41 一一六七年（仁安二）七月、藤原忠通の遺骨を木幡に改葬する。

〔兵範記〕仁安二年七月條

『増補史料大成』

廿六日辛酉（中略）明曉先公遺骨可奉移淨明寺、仍爲參西林寺之故也、

廿七日壬戌（中略）次僧徒并塔中人々退下、信基信季等奉取出御骨瓶、裹生絹云々、信基奉懸之、（中略）出北門更西行、自船岡方南行、爲不經齋院前也、（中略）次奉殯山中、先穿穴、知足院入道西方去三丈許頗寄北方、（中略）次奉殯穴底（乍革袋うつふしに奉埋也、故實也、）次埋土、其上立五輪石塔、又構釘貫、其邊立六萬本小卒土婆（被書法華經六部也、）